

# 京都府高等学校文化連盟規約

(名称及び事務局)

第1条 この連盟は、京都府高等学校文化連盟(略称 高文連)と称し、事務局の所在は別に定める。

(目的)

第2条 本連盟は、京都府内における高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)生徒(以下「高校生」という。)の文化に関する活動の充実向上を図るとともに文化の振興に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 高校生の文化活動の充実を図るための事業

ア 全国高等学校総合文化祭、近畿高等学校総合文化祭及び京都府高等学校総合文化祭の開催並びに高校生の参加に関すること。

イ 高校生の文化活動の育成に関すること。

(2) 高校生の文化活動を通じて地域社会等との交流を促進すること。

(3) 高等学校の文化活動に関する調査研究

(4) その他連盟の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本連盟は、次項に掲げる専門部の所属する部(クラブ)を有する府内の高等学校をもって組織する。

2 本連盟に、次の専門部を置く。

演劇、合唱、吹奏楽(マーチングバンドを含む)、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学、茶道

(役員)

第5条 本連盟に、次の役員を置く。

- |             |        |
|-------------|--------|
| (1) 会 長     | 1名     |
| (2) 副 会 長   | 2名     |
| (3) 評 議 員   | 加盟校各1名 |
| (4) 理 事 長   | 1名     |
| (5) 常 任 理 事 | 若干名    |
| (6) 専門部会長   | 専門部各1名 |
| (7) 専門部委員長  | 専門部各1名 |
| (8) 専門部会計   | 専門部各1名 |
| (9) 顧 問     | 若干名    |
| (10) 監 事    | 2名     |
| (11) 幹 事    | 若干名    |
| (12) 事 務 局  | 若干名    |

2 会長及び副会長は、評議員会において選出する。会長は、この連盟を代表し、業務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 評議員は、加盟高等学校の校長をあてる。

4 理事長は、会長が指名し、評議員会の承認を得る。理事長は、常任委員会より委託された事項を執り行う。

5 常任理事は、専門部会長及び専門部委員長から会長が指名し、評議員会の承認を得る。

6 専門部会長には、評議員をあて、会長がこれを委嘱する。専門部会長のうち1名を専門部会

長代表とし、専門部の総括にあたる。

- 7 専門部委員長は、各専門部で選出し、部会の運営にあたる。
- 8 専門部会計は、各専門部の会計事務を執り行う。
- 9 部会の運営を円滑に進めるため、各専門部に副委員長等を置くことができる。
- 10 顧問は、会長が委嘱し評議員会の承認を得る。顧問は会長の諮問に応じる。
- 11 監事は、評議員会で選出し、この連盟の会計を監査する。
- 12 幹事は、会長が委嘱し、事務局の業務執行に対し助言を行う。
- 13 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 評議員会は、会長が招集し、理事会の審議を経て専門部の設置、改廃、規約の改正、予算・決算その他本連盟の重要事項を審議決定する。

評議員会は、評議員総数の半数以上で成立し、出席者の過半数で議決する。

- 2 理事会は、会長が招集し、会長、副会長、専門部会長、理事長及び専門部委員長により構成し、事業(第3条)の運営に関する事項を審議する。

理事会は、構成員の半数以上で成立し、出席者の過半数で議決する。

- 3 常任理事会は、会長が招集し、会長、副会長、専門部会長代表、理事長及び常任理事により構成し、事業の企画と運営、理事会より委託された事項及びその他必要な事項を処理する。
- 4 専門部委員長会は、専門部会長代表が招集し、事業の運営と理事会より委任された事項とその他必要な事項を処理する。

(経費)

第7条 連盟の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 分担金は次のとおりとする。

(1) 全日制

一定の金額に5月1日現在の在籍生徒数を乗じた額とする。一定の金額とは、年額300円とする。

(2) 定時制・通信制及び特別支援学校

1校あたり5,000円とする。

- 3 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第8条 その他、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和63年3月7日から施行する。

この規約は、平成6年7月14日から施行する。

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

この規約は、平成7年6月12日から施行する。

この規約は、平成11年6月10日から施行する。

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

この規約は、平成15年6月5日から施行する。

この規約は、平成16年6月3日から施行する。

この規約は、平成19年6月7日から施行する。

この規約は、平成20年6月5日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。ただし、名称変更規定を除く第1条及び第4条の2については、平成26年6月12日より施行する。